

医大協発第42号  
平成11年11月10日

厚生省

健康政策局長 伊藤雅治 殿

社団法人 日本私立医科大学協会

会長 石井昌三

## 要　望　書

卒後臨床研修の必修化にあたっては、研修医が研修に専念できる環境整備が私立医科大学においてもなされるよう、特に給与財源について適切な措置が図られることを強く要望します。

## 記

昭和43年度に発足いたしました臨床研修制度は、その創設の理念に基づき、国民の信頼に応え得る人格、識見、医療知識及び技術とともに備わった医師を育成するために運用されてまいりました。

私立医科大学は、臨床研修制度創設の当初より本制度の精神に賛同し、医師の初期研修の重要さを十分認識し最大限の努力を重ねてまいりました。

さて、先般医療関係者審議会臨床研修部会において合意された臨床研修の必修化につきましては研修に関連して更に一步踏みこんだ制度として当協会としても大きな関心をもっております。

臨床医を目指す医師すべてに一定の臨床的、学問的レベルをもつ施設でよく吟味された研修プログラムに沿った初期研修を受ける機会をもたせ、また知識や技術の習得のみにとどまらず、病める患者の立場を深く理解し、Evidence Based Medicine (科学的根拠に基づく医療) に則って診療を行い得る能力を身につけさせることは、医科大学の果すべき大きな使命でもあります。その意味において当協会も研修医の必修化は望ましいものであると考えております。

しかし、ここにひとつ解決されなければならない大きな問題があります。研修医に対する手当に関しては現在、国公立医科大学あるいは国立病院と私立医科大学の間には大きな差があることあります。

即ち、前者においては、研修医は非常勤国家公務員あるいは地方公務員として相当額の給与が支給されているのに反し、私立医科大学に対する国の臨床研修費等補助金は元来研修医の給与に充てられるものでなく、指導医の手当・図書の購入等臨床研修を行うために必要な諸経費をまかなうためのものであり、したがって、私立医科大学におきましては研修医に対し、大多数の私立医科大学では、少額の奨学金のみを支給しているのが現状です。

研修の必修化が行われるようになれば、当然このような格差・不公平感は是正されるものと思っておりましたが、残念ながら先般の医療関係者審議会臨床研修部会の報告書においてもその点についての明確な見解は示されておりません。

報告書には研修中の医師に対する手当に関する、「具体的な費用負担については国および医療保険の双方が負担している現状を踏まえ、今後その在り方を整理する。」という記載にとどまっております。

この表現では国公立大学と私立医科大学との間に現に存在する格差・不公平感について言及されたとは思えず、私立医科大学関係者は大変落胆いたしております。

かねてご賛察賜っておりますように昨今、私立医科大学をめぐる財政事情は誠に厳しいものがあり、私立医科大学がその医療収入の中から自ら研修医に給与を支給することは、ます不可能であります。

この問題に関し、厚生省におかれましては引き続き検討努力を賜る旨承っておりますが、重ねて研修医が研修に専念できる環境整備が私立医科大学においてもなされるよう切に要望いたします。